

仕 様 書

A E D借上	仕 様 書 番 号	第 3 号
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 9 日
	作 成 部 隊 名	第 3 0 普 通 科 連 隊

- 1 本仕様書は、自動体外式除細動（A E D）借上について適用する。
- 2 借入物品 自動体外式除細動器（A E D）
- 3 借用期間 令和6年5月7日～令和6年9月30日
- 4 数 量 2台
- 5 付 属 品 本体に付属する装置等は、1台につき次のとおりとする。
 - (1) A E D本体（バッテリーを含む）1台
 - (2) キャリングケース 1台
 - (3) 電極パット 成人用2組、小児用1組
(成人・小児共用のもの)
 - (4) 救急セット 1式
はさみ、人工呼吸用マウスピース、手袋、ペーパータオル等
 - (5) 取扱説明書（日本語）1部
- 6 機器仕様書（機能・性能）
 - (1) 新品・未使用の装置であること
 - (2) JRC 蘇生ガイドライン2020年に対応していること。
 - (3) 二相性波警による除細動器であること。
 - (4) 成人／小児モードを切替えることができる機能を有すること。
 - (5) A E D、電極パットとも医療用具（除細動器）として薬事法上の承認をえていること。
 - (6) 日本語の音声ガイダンス機能を有し動作を指示できること。
 - (7) 電気ショックが必要であると判断した後であっても、傷病者の心電図波形に変化があった場合には、安全機能として電気ショックを自動的にキャンセルする機能があること。
 - (8) セルフテスト結果を確認するインジゲータは1種類であること。

- (9) 電極パッドは、あらかじめ本体に装着されたものであること。
- (10) 機器本体が毎日、セルフテストを実施していることその内容として、内部回路 バッテリー要領、パッド間の導通統のチェックを行っており、パッドの乾燥やケーブルの断線などの異常を事前に識別できること。異常があった場合には、アラーム音等で周囲を知らせる機能を有すること。
- (11) 保証期間は令和6年5月7日～令和6年9月30日

7 定期点検

平成21年4月16日厚生労働省通知「自動体外式除細動器」(AED)の適切な管理等の実施について」点検以外に「取扱説明書」に記載されたAED使用のために日常点検等以外で手動での月に1回の定期点検を推奨している機種については点検を実施し異常の有無について設置担当者に報告すること。また契約期間中の金額に含むもの。

8 消耗品

使用期間のある消耗品の定期交換、交換時期ごとに速やかに実施すること。また、その費用は契約金額に含むものとする。

なお、成人・小児を共用しない電極パッドの場合、次の交換時期には、「蘇生ガイドライン2020」に対応し、呼称が変更となった電極パッドは回収し処分するものとする。

9 保証

リース期間中AEDに故障等が生じた場合には、無償で速やかに現状の復帰に努める。

10 その他

心電図の分析等については本契約期間中の金額に含むものとする。